

一般社団法人国際建造物保全技術協会

建造物保全技術資格制度

規 程

施 行 2012 年 04 月 12 日

改 訂 2020 年 12 月 28 日



一般社団法人

国際建造物保全技術協会

第1章 総 則

(目 的)

第 1条 この規程は、一般社団法人国際建造物保全技術協会（以下、本協会という）が行う建造物保全技術資格制度における「建造物保全技術者」、「建造物保全上級技術者」、「建造物保全監理士」の資格を定め、その業務の適正を図り、もって建造物保全技術の向上と建造物のライフサイクルコストの低減、長寿命化に寄与し、国民経済の発展に資することを目的とする。

(資 格)

第 2条 本協会は、この規程に基づき実施する講習会、研修会、講演会、シンポジウム等（以下、講習会等という）を受講し、建造物保全技術資格試験（以下、試験という）に合格し、かつ、登録した者に対し登録有効期間中「建造物保全技術者」、「建造物保全上級技術者」、「建造物保全監理士」の資格（以下、資格という）を付与する。

2 「建造物保全技術者」は、建造物の維持管理において、経験と専門的な知識を生かし、点検・調査等を行う能力を有する技術者とする。

3 「建造物保全上級技術者」は、「建造物保全技術者」の上位資格として、「建造物保全技術者」が点検・調査を実施した結果について、建造物の妥当性、健全度等の診断・評価を行う能力を有する技術者とする。

4 「建造物保全監理士」は、建造物の設計・施工・調査・診断・維持管理から廃棄にいたるライフサイクル全般にわたりマネジメントができる能力に加え、建造物保全技術者並びに建造物保全上級技術者を指導するなど、高度の技術力を持った技術者とする。

第2章 試 験

(試験委員会)

第 3条 試験の実施と運営は、理事会から独立した試験委員会が当たる。

2 試験委員会の組織および業務は別に定める。

(試験の種類)

第 4条 試験は、「建造物保全技術者」、「建造物保全上級技術者」、「建造物保全監理士」試験とする。

(試験の目的)

- 第 5 条 「建造物保全技術者」試験は、建造物全般に亘る一定の実務経験及び点検・調査等を行う能力を有するかを判定すること目的とする。
- 2 「建造物保全上級技術者」試験は、建造物全般に亘る相当の実務経験及び診断・評価を行う能力を有するかを判定することを目的とする。
 - 3 「建造物保全監理士」試験は、幅広い専門的学識及び高度な専門的応用能力を有するかを判定することを目的とする。

(受験条件)

- 第 6 条 試験を受けようとする者は次の各号に該当し、かつ、当該年度に本協会が実施する講習等を受けなければならない。
- 2 「建造物保全技術者」は、建造物に関する点検・調査等の実務経験を 5 年以上有する者。
 - 3 「建造物保全上級技術者」は、コンクリート診断士レベルの能力を有し、建造物保全技術者資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者。なお、(公社)日本コンクリート工学会のコンクリート診断士、また技術士を取得していれば、直接、受験可とする。
 - 4 「建造物保全監理士」は、当該技術に関する「博士」又は「技術士」の資格を有し、かつ責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし社会に貢献してきた業績を理事会において認められた者。

(試験の実施)

- 第 7 条 試験は筆記試験とし、年 1 回行う。

(試験関連情報の公開と合格者の発表)

- 第 8 条 試験の実施日時・会場・受験申込み方法等の受験申込み手続きに必要な情報を、ホームページで公開する。
- 2 試験の可否判定は、試験委員会が決定する。
 - 3 試験の結果は、直接本人に通知し合格したことを証する証書を授与する。

(資格の有効期限)

- 第 9 条 試験に合格した年度の翌年度から 3 年間し、その後第 10 条により 3 年ごとに更新することができる。

(資格の更新)

- 第 10 条 資格の更新をしようとする者は、登録有効期限最終年度の更新受付期間中に、更新の申込みをしなければならない。ただし、更新の申込みは、当該年度に本協会が実施する講習等を受け、別に定める「CPDガイドライン」の要件を満た

す者に限る。

(資格の失効)

第11条 前条により更新をしなかった者の資格は、有効期間満了と同時に失効する。

(資格の再更新)

第12条 前条により資格が失効した者が、本協会が実施する講習等を受け、所定の「CPD単位」を取得したときは、当該年度の所定の更新期間中に再更新をすることができる。

2 再更新による資格の有効期間は、再更新からの翌年度から3年間とし、その後第10条により、3年ごとに更新することができる。

(受講料・受験料)

第13条 講習会受講料、試験受験料および研修会受講料は、本協会で定める金額を納めなければならない。

2 前項の受講料、受験料は、これを納付した者が受講、受験しない場合においても返還しない。

(資格の剥奪)

第14条 資格を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、理事会の審査を経て資格を剥奪する場合がある。

- (1) 虚偽又は不正な事実に基づいて、資格を取得あるいは更新した場合
- (2) 業務において、不正又は著しく不当な行為を行った場合
- (3) 業務において、重大な過失を犯した場合

2 資格を剥奪する者については、理事会は遅滞なく、理由を付してその旨を通知するものとする。

第3章 資格保有者の義務

(公益の確保)

第15条 資格保有者は、その業務を行うに当たって、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質の向上)

第16条 資格保有者は、資格取得後、別途定める「CPDガイドライン」にしたがい、業務遂行における専門知識及び技能の水準と資質の向上を図るよう努めなけ

ればならない。

(秘密の保持)

第17条 資格保有者は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。資格喪失後も同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 資格保有者は、資格保有者の信用を傷つけ、又は資格保有者全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(細 則)

第19条 この規程に定めるほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

付則 この規程は2020年12月28日から施行する。